**資 料 4**

# 「気候変動の影響を踏まえた琉球諸島沿岸海岸保全基本計画検討委員会」設置要綱

（設置）

第１条　「気候変動の影響を踏まえた琉球諸島沿岸海岸保全基本計画検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を設置する。

（目的）

第２条　本要綱は、平成 15 年に策定された「琉球諸島沿岸海岸保全基本計画」（以下、「基本計画」という）について、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言（令和２年７月）、「海岸保全基本方針（令和２年 11 月）」等を踏まえた基本計画へ改定するため、技術的、専門的な事項に関して、助言、検討等を行うことを目的とする。

（職務内容）

第３条　検討委員会は、次の事項について検討等を行う。

２　気候変動を考慮した計画外力の検討に関すること

３　上記外力に対する海岸保全施設の防護水準、施設整備方針等に関すること

４　上記の２項目以外に係る気候変動の影響を踏まえた海岸保全の検討に必要な事項に関すること

（組織構成）

第４条　検討委員会の組織構成は、別表１及び次のとおりとする。

２　検討委員会は、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

３　委員長は、会務を総括する。

４　委員長に事故があるとき、または不在となるときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（運営）

第５条　委員長は、必要に応じて検討委員会を招集する。

２　検討委員会は、必要と認めるとき、別表に示す委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

（任期）

第６条　委員の任期は、令和８年３月末まで、若しくは、基本計画の改定の日までとする。

（事務局）

第７条　検討委員会の事務局は沖縄県土木建築部海岸防災課に置く。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定める。

附　則

この要綱は、令和６年 10 月 28 日から施行する。

この要綱は、令和７年９月３日から施行する。

この要綱は、令和８年８月２１日から施行する。

別　表　１

| 区分 | 所属･役職 | 氏名 |
|---|---|---|
| 学識経験者 | ･九州大学　名誉教授<br>･(一財)沿岸技術研究センター　参与 | 橋本　典明 |
| | 九州大学　工学研究院　附属アジア防災研究センター　教授 | 山城　賢 |
| | 鹿児島大学　理工学域工学系　理工学研究科　准教授 | 柿沼　太郎 |
| | 琉球大学　工学部　工学科　水圏工学研究室　助教 | 入部　綱清 |
| 関係機関（国） | 気象庁　沖縄気象台　次長 | 北村　祐二 |
| | 国土交通省　国土技術政策総合研究所<br>河川研究部　海岸研究室　室長 | **渡邊　国広** |
| | 国土交通省　国土技術政策総合研究所<br>港湾･沿岸研究部　港湾･沿岸防災研究室　室長 | 本多　和彦 |